

佐賀県規則第30号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和2年佐賀県条例第29号）附則第1条第8号に掲げる規定の施行期日は、令和4年4月1日とする。